

京都市保育所条例の一部を改正する等の条例(令和8年6月11日京都市条例第 8 号)  
(子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)

京都市ひかり保育所、京都市弓削保育所、京都市周山保育所及び京都市細野保育所については、入所者数の減少に伴い、乳児の時期から幼児の時期までの成長及び発達において重要である集団での活動を経験する機会が十分に確保できなくなっていること等から、これらを再編し、京都市けいほく保育所及びその分園を設置することとしました。

この条例は、令和9年4月1日から施行することとしました。

京都市保育所条例の一部を改正する等の条例を公布する。

令和8年6月11日

京都市長 松井孝治

京都市条例第 8 号

京都市保育所条例の一部を改正する等の条例

(京都市保育所条例の一部改正)

第1条 京都市保育所条例の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「保育所」の右に「及びその分園」を加える。

別表京都市ひかり保育所の項を削り、同表京都市弓削保育所の項中「京都市弓削保育所」を「京都市けいほく保育所」に改め、同表京都市周山保育所の項を次のように改める。

京都市けいほく保育所ひかり分園	京都市右京区京北井戸町丸山110番地
-----------------	--------------------

(京都市細野保育所条例の廃止)

第2条 京都市細野保育所条例は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 重要な公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 社会福祉関連施設の項中「、細野保育所」を削る。

(子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)